# 基本目標5 ともに参画するまちづくり

# 主要課題1 女性の参画・登用の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がともにまちづくりのあらゆる分野に参画することが重要であり、さまざまな場面で多様な価値観と発想が取り入れられることは、まちの活性化にもつながります。

小郡市では、平成30年度の審議会等における女性の登用率は32.3%(4月1日現在)となっており、目標に達していない状況です。委員として求める専門分野や団体・地域の役員に女性が少ないことが課題となっています。女性の積極的な社会参画を支えるための環境整備とともに女性自身の意識向上に取り組むことが必要です。

## 施策の方向性

#### (1)女性リーダーの育成

各種研修等での学習や、女性団体等への活動支援を通じて、男女共同参画を推進する女性リーダーの 育成を図ります。

| No. | 具体的施策     | 内容  | 担当課         | 備考             |
|-----|-----------|---|-------------|----------------|
| 1   | 女性リーダーの養成 | 県や国などが行う地域や職場でリーダーを目指す女性を対象とした研修への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。     | 秘書広報課       | 施策<br>内容<br>変更 |
| 2   | 女性団体等への支援 | おごおり女性協議会をはじめとする女性団体等、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援を行い、地域のリーダーとしての育成を図ります。 | 秘書広報課       |                |
| 3   | 政治学級の充実拡充 | 政治学級を通じて暮らしと政治の結びつきについて学び、有権者意識を高めるとともに、政治<br>参画意識の向上を図ります。               | 選挙管理委員<br>会 |                |

## (2) 政策・方針決定の場への参画促進

市政のあらゆる分野に多様な意見を取り入れることができるよう、現状・課題を考慮しながら、審議会等委員への女性の登用を一層推進するとともに、市職員に対しても平等な処遇を行います。

| No. | 具体的施策                | 内容  | 担当課   | 備考             |
|-----|----------------------|---|-------|----------------|
| 1   | 審議会等委員への女性<br>の登用の推進 | 政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、<br>あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、<br>委員に占める女性の割合が40.0%以上になる<br>よう、審議会等委員への女性のさらなる登用を推<br>進します。(平成30年4月1日現在32.3%) | 全庁    | 施策<br>内容<br>変更 |
| 2   | 女性の参画・登用の推進          | 市職員に対する職務・管理職登用において、研修への参加を推進するとともに、その能力に応じて積極的な女性の登用を図り、管理職に占める女性の割合が25.0%以上になるよう推進します。(平成30年4月1日現在、20.0%)                   | 人事法制課 |                |
| 3   | 農業委員への女性の積<br>極的登用   | 農業分野における男女の平等な参画を促進するため、農業委員への女性の積極的登用を図り、<br>農業委員に占める女性の割合が30%以上になるよう推進します。<br>(平成30年7月15日現在、17.4%)                          | 農業委員会 |                |
| 4   | 審議会や委員会等の委<br>員への支援  | 登用された女性委員が、積極的に会議に参加で<br>きるよう、男女共同参画に関する意識啓発や研<br>修会等の案内を行います。  | 秘書広報課 |                |

### (3) 地域での男女共同参画の推進

コミュニティセンターにおいて男女共同参画に関する講座、セミナーの開催や、地域リーダーへの意識啓発を行うことで、地域における男女共同参画を推進します。

| No | 具体的施策                  | 内容  | 担当課        | 備考 |
|----|------------------------|---|------------|----|
| 1  | 地域における男女共同<br>参画の意識の啓発 | コミュニティセンターにおいて男女共同参画に関する講座やセミナーを開催するとともに、その受講生が学んだ知識を活かすシステムをつくることで、地域における男女共同参画意識の向上を図ります。 | コミュニティ 推進課 |    |
| 2  | 地域リーダーの男女共<br>同参画の意識啓発 | 区長や自治公民館長、民生委員・児童委員など<br>地域のリーダー的存在となる市民に対して、男女<br>共同参画セミナー等への参加促進や地域に出向<br>いた啓発活動などを行います。  | 全庁         |    |

## (4) 防災における男女共同参画の推進

女性消防団員の活動の充実や、男女共同参画の視点に立った地域防災に取り組むことで、防災における男女共同参画を推進します。

| No. | 具体的施策                    | 内容   | 担当課 | 備考 |
|-----|--------------------------|--|-----|----|
| 1   | 女性消防団員の防災活<br>動への参画      | 防災活動全般における女性消防団員の位置づけや活動内容を協議し、防災活動の充実を図ります。また、女性消防団員の確保に努めます。 | 総務課 |    |
| 2   | 地域防災における男女<br>共同参画の視点の導入 | 「地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った地域防災活動に取り組むとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。   | 総務課 |    |